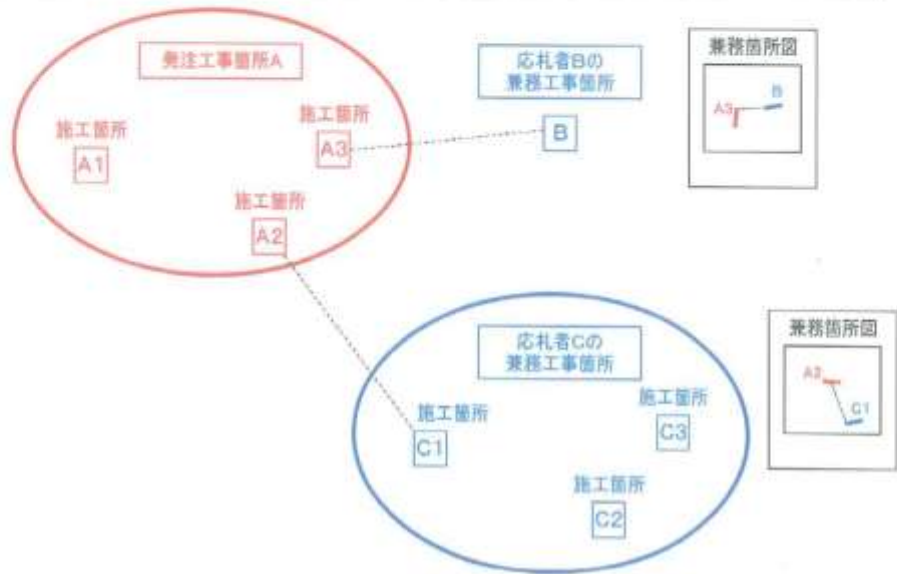


### 点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い

複数の施工箇所のうち、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができるものとする。



発注者の判断により距離算定の基準とする施工箇所を別に指定できるものとする。

※施工規模が極端に大きい箇所と小さい箇所を合併して発注し、主たる施工箇所を距離算定の基準とすることが好ましいと発注者が判断した場合など

